

# 山梨県フグ取扱指導要綱

## 第1 目的

この要綱は、フグの調理、加工、又は販売に係る取扱いについて必要な事項を定め、フグによる食中毒の発生を防止することを目的とする。

## 第2 用語の定義

- 1 この要綱で「丸フグ」とは、肝臓、卵巣その他の健康を損なうおそれがある部位（以下「有毒部位」という。）の除去前のフグをいう。
- 2 この要綱で「身欠きフグ」とは、有毒部位の除去後のフグをいう。
- 3 この要綱で「フグ取扱施設」とは、飲食店営業、魚介類販売業、魚介類せり売営業及び魚介類の加工を行う営業の施設内で、丸フグの有毒部位の除去等の処理を伴う調理、加工、又は丸フグの販売（以下「調理・販売等」という。）を行う施設であって、あらかじめ第4の1の規定により施設所在地を管轄する保健所長（支所長を含む。以下「保健所長」という。）に届出を行った施設をいう。
- 4 この要綱で「フグ営業者」とは、第4の1の規定によりフグ取扱施設の届出を行った者をいう。
- 5 この要綱で「フグ取扱責任者」とは、丸フグの調理・販売等を行う者であって、第5の規定による講習会を修了した者、又はこれと同等以上の資格があると知事が認めた者をいう。

## 第3 調理・販売等の制限

- 1 フグ営業者は、フグ取扱施設に専任のフグ取扱責任者を1名以上置くものとする。
- 2 丸フグの調理・販売等は、フグ取扱施設以外の施設では行わないものとする。
- 3 丸フグの調理・販売等は、フグ取扱責任者以外の者は行わないものとする。ただし、フグ取扱責任者の監督下で従事する者については、この限りではない。

## 第4 フグ取扱施設の届出等

- 1 丸フグの調理・販売等を行う施設を営もうとする者は、フグ取扱施設届（様式第1号）により、保健所長に届け出ることとする。
- 2 保健所長は、前項の届出を受けた時は、第7に規定するフグ取扱施設の基準への適合状況等について、施設を確認のうえ、フグ取扱施設台帳（様式第2号）に記載するとともに、フグ取扱施設届出済証（様式第3号）（以下「届出済証」という。）を交付するものとする。
- 3 フグ営業者は、届出済証をフグ取扱施設の見やすい場所に掲示するものとする。
- 4 フグ営業者は、届出済証を亡失、き損したときは、フグ取扱施設届出済証亡失・き損届（様式第4号）により速やかに保健所長に届け出るものとし、保健所長は届出済証を再交付するものとする。
- 5 フグ営業者は、届出事項に変更が生じたときは、フグ取扱施設届出事項変更届（様式第5号）により速やかに保健所長に届け出るものとし、保健所長は、届出済証の内

容に変更が生じた場合は、新たに届出済証を交付するものとする。

- 6 フグ営業者は、フグ取扱施設を廃止したときは、フグ取扱施設廃止届（様式第6号）により速やかに保健所長に届け出るものとする。

## 第5 講習会の開催

- 1 知事は、フグ取扱責任者になろうとする者に対し、フグの食中毒防止に必要な衛生上の知識及び調理・販売等の技術を修得させるため、学科及び実技の講習会を開催するものとする。
- 2 前項に定める講習の開催に関して必要な事項は、別に定める。
- 3 知事は、前項の講習会を指定する機関に実施させることができる。

## 第6 フグ取扱責任者の守るべき事項

- 1 別表1及び別表1の2に掲げる種類のフグの可食部位以外の部位並びに別表1及び別表1の2に掲げる種類以外の種類のフグ（別表1の注2本文で定める海域以外で漁獲されるフグ及び同表注2ただし書により同表が適用されないフグを含む。以下同じ。）、又はその部位は、次の場合を除き、調理・販売等を行わないものとする。
  - (1) 別表1及び別表1の2に掲げる種類のフグの可食部位以外の部位にあつては、個別の毒性検査により有毒でないこと（おおむね 10MU/g 以下）を確認した上で調理・販売等する場合又は別表2の塩蔵処理を行った上で、若しくはその原料として調理・販売等する場合
  - (2) 別表1及び別表1の2に掲げる種類以外の種類のフグにあつては、個別の毒性検査により有毒でないこと（おおむね 10MU/g 以下）を確認された部位を調理・販売等する場合
- 2 丸フグは、フグ取扱施設にのみ販売すること。
- 3 一般消費者には、身欠きフグのみを販売すること。
- 4 丸フグの選別を厳重に行い、特に、ドクサバフグ等魚体すべてが有毒なフグ及び種類不明のフグを確実に排除すること。
- 5 凍結した丸フグを使用する場合は、凍結及び解凍に伴うフグ毒の有毒部位から筋肉部への移行残留を防止するため、次の事項を遵守すること。
  - (1) 凍結は氷結晶最大生成圏を速やかに通過させる急速凍結によることとし、グレーズ（氷衣）は十分かけるとともに、できる限り、内臓を除去した状態で凍結すること。
  - (2) 凍結保管は、マイナス 18℃以下の低温下で行い、保管中は温度の変動を少なくすること。
  - (3) 解凍は流水等を用いて速やかに行い、解凍後は直ちに処理に供すること。
  - (4) 再凍結は行わないこと。
- 6 卵巣、肝臓等の有毒部位の除去は的確に行うこと。除去した有毒部位は、別表2の塩蔵処理の原料となるものを除き、他の食品又は廃棄物に混入しないよう施錠できる専用の不浸透性の容器に保管し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年十二月二十五日法律第百三十七号）に基づき適正に処分すること。

- 7 フグを保管する容器には、その用途別に、未処理、処理済み、塩蔵処理の原料又は有毒部位などの表示を行うこと。
- 8 有毒部位の除去処理に用いたフグ処理台、流し台、包丁、まな板等の機械又は器具類及び容器については、作業後に十分洗浄すること。また、処理作業中であっても、これらの機械又は器具類及び容器については、必要に応じ、十分洗浄すること。
- 9 別表2の卵巣及び皮の塩蔵処理は、次の事項に留意し、適切に行うこと。
  - (1) 原料である丸フグの卵巣及び皮が未処理のまま処理施設以外へ搬送されないよう管理体制を確立するとともに、処理が適正かつ衛生的に行われるための処理要領を作成すること。
  - (2) 塩蔵は十分行うこととし、卵巣にあつては2年以上、皮にあつては6月以上行うこと。
  - (3) 製品については、出荷前にロットごとの毒性検査を行い、その毒力がおおむね10MU/gを超えないことを確認の上、出荷することとし、検査結果等を記録し、保管しておくこと。
- 10 フグ加工品等については、食品衛生法の規定に基づく表示のほか、次の事項を表示するものとする。
  - (1) フグ加工品にあつては、原料フグの種類及び加工年月日。
  - (2) 身欠きフグにあつては、原料フグの種類、処理業者氏名、処理施設住所及び処理年月日。
  - (3) 別表1の2に掲げるフグ及びその加工品にあつては、漁獲海域名。
  - (4) フグの種類を表示にあつては、別表3に基づき、標準和名を用いるものとする。

## 第7 フグ取扱施設の基準

- 1 専用のフグ取扱場を設け、予定取扱量に応じた十分な広さとする。
- 2 処理済みのフグ、未処理のフグを保管するそれぞれ専用の容器を備えること。
- 3 丸フグの有毒部位を保管するため、施錠できる専用の不浸透性の容器を備えること。
- 4 専用のフグ処理台、流し台、まな板、包丁その他必要な機械又は器具類を備えること。

## 第8 その他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

### 附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。ただし、第5の規定については、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現に丸フグの調理・販売等を行う施設を経営する者にあつては、平成25年3月31日までは従前の例によることができるものとする。

別表 1

処理等により人の健康を損なうおそれがないと認められるフグの種類及び部位

| 科名      | 種類（種名）              | 部位 |   |    |
|---------|---------------------|----|---|----|
|         |                     | 筋肉 | 皮 | 精巣 |
| フグ科     | ク サ フ グ             | ○  |   |    |
|         | コ モ ン フ グ           | ○  |   |    |
|         | ヒ ガ ン フ グ           | ○  |   |    |
|         | シ ョ ウ サ イ フ グ       | ○  |   | ○  |
|         | マ フ グ               | ○  |   | ○  |
|         | メ フ グ               | ○  |   | ○  |
|         | ア カ メ フ グ           | ○  |   | ○  |
|         | ト ラ フ グ             | ○  | ○ | ○  |
|         | カ ラ ス               | ○  | ○ | ○  |
|         | シ マ フ グ             | ○  | ○ | ○  |
|         | ゴ マ フ グ             | ○  |   | ○  |
|         | カ ナ フ グ             | ○  | ○ | ○  |
|         | シ ロ サ バ フ グ         | ○  | ○ | ○  |
|         | ク ロ サ バ フ グ         | ○  | ○ | ○  |
|         | ヨ リ ト フ グ           | ○  | ○ | ○  |
|         | サ ン サ イ フ グ         | ○  |   |    |
| ハリセンボン科 | イ シ ガ キ フ グ         | ○  | ○ | ○  |
|         | ハ リ セ ン ボ ン         | ○  | ○ | ○  |
|         | ヒ ト ズ ラ ハ リ セ ン ボ ン | ○  | ○ | ○  |
|         | ネ ズ ミ フ グ           | ○  | ○ | ○  |
| ハコフグ科   | ハ コ フ グ             | ○  |   | ○  |

注1 本表は、有毒魚介類に関する検討委員会における検討結果に基づき作成したものであり、ここに掲載されていないフグであっても、今後、鑑別法及び毒性が明らかになれば追加することもある。

2 本表は、日本の沿岸域、日本海、渤海、黄海及び東シナ海で漁獲されるフグに適用する。ただし岩手県越喜来湾及び釜石湾並びに宮城県雄勝湾で漁獲されるコモンフグ及びヒガンフグについては適用しない。

3 ○は可食部位

4 まれに、いわゆる両性フグといわれる雌雄同体のフグが見られることがあり、この場合の生殖巣はすべて有毒部位とする。

5 筋肉には骨を、皮にはヒレを含む。

6 フグは、トラフグとカラスの中間種のような個体が出現することがあるので、これらのフグについては、両種とも○の部位のみを可食部位とする。

## 別表 1 の 2

処理等により人の健康を損なうおそれがないと認められるフグの種類及び可食部位  
(漁獲海域が限定されているもの。)

| 科名  | 種類 (種名)   | 可食部位 |
|-----|---|------|
| フグ科 | ナシフグ<br>(有明海、橘湾、香川県及び岡山県の瀬戸内海域で漁獲されたものに限る。)     | 筋肉   |
|     | ナシフグ<br>(有明海及び橘湾で漁獲され、長崎県が定める要領に基づき処理されたものに限る。) | 精巢   |

注 1 有明海とは、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 109 条第 4 項に規定する海面のうち、長崎県及び佐賀県の県境から熊本県及び福岡県の県境に至る直線より南側の海面をいう。橘湾とは、長崎県瀬詰崎から熊本県天神山に至る直線、長崎県脇岬南端から南に樺島に至る直線、樺島南端から熊本県魚貫崎に至る直線及び陸岸によって囲まれた海面をいう。

注 2 香川県及び岡山県の瀬戸内海域とは、愛媛県土居町仏崎から愛媛県魚島東端見通し線、香川県と徳島県の境界から兵庫県上島灯台見通し線及び陸岸によって囲まれた海面のうち香川県及び岡山県の漁業者が操業できる海面で漁獲されたものであること。

注 3 筋肉には骨を含む。

## 別表 2

長期間塩蔵処理することにより人の健康を損なうおそれがないと認められるフグの部位  
別表 1 に記載されているフグの卵巣及び皮であって、その毒力がおおむね 10MU/g 以下となったもの

## 別表 3

フグの名称

|   |       |   |
|---|-------|---|
| 1 | 標準和名  | トラフグ (フグ科)  |
|   | 学名    | <i>Fugu rubripes rubripes</i> (Temminck & Schlegel) 又は<br><i>Takifugu rubripes</i> (Temminck & Schlegel)  |
|   | 地方名 A | トラフグ (札幌市) <u>トラフグ</u> 、クマフグ (金沢市) <u>トラフグ</u> (東京都) <u>トラ</u> 、シロ (京都市) <u>シロ</u> 、トラフグ (大阪市) <u>シロ</u> 、テツ、トラフグ (神戸市) <u>トラフグ</u> (広島市) <u>ホンフグ</u> 、トラフグ (境港市) <u>ホンフグ</u> 、シロ、モンフク (徳山市) <u>モンブク</u> 、トラフグ、マフグ (高知市) <u>シロ</u> 、ホンフグ (下関市) <u>ダイマル</u> 、シロマル、シロフグ、ホンフグ (北九州市) <u>トラフグ</u> 、モンフグ (宮崎市) <u>トラフグ</u> (枕崎市) <u>トラフグ</u> |

|   |       |  |
|---|-------|--|
|   |       | (青森市) <u>トラフグ</u> 、シロ (仙台市) <u>トラフグ</u> 、シロフグ (名古屋市) <u>シロ</u> 、ホンフグ (萩市) <u>トラフグ</u> (福岡市) <u>モンフグ</u> (長崎市) <u>フグ</u> 、マフグ、ダイマル (大分市) <u>クマサカ</u> (浜田市) <u>トラフグ</u> 、トラ (鹿児島)  |
|   | 地方名 B | イカフグ (富山、浜田) イカフグ (富山県一般、石見浜田) オオフク (備前児島郡呼松) オオフグ (岡山、香川) オオブク (岡山、広島、香川県木田郡庵治、讃州本多郡庵治) オヤマフグ (和歌山県、和歌浦、田辺、白崎、武州羽田) カンバ (有明海) キタマクラ (高知市) <u>クマサカ</u> (男鹿) <u>クマサカ</u> <u>フグ</u> (新潟県石地) <u>クマタカフグ</u> (秋田県象潟) クロ (豊後杵築) クロモンフグ (別府) ケシフグ (豊前中津) ゲンカイフグ (下関、大分県長洲、壱岐、玄海) ドジラフグ (福岡県柳河、有明海) <u>トラフグ</u> (神奈川県三崎、紀州串本、塩屋、周参見、有明海、江ノ島、寺泊、東京) フク (能生、福岡、下関) フグ (能生、有明海) フクツトウ (浦戸) フクト (高知) ホンフグ (別府、下関) マグロ (浦戸) マフグ (下関、広島、明石) モンツキ (下関) モンフク (高知) モンフグ (高知、別府) モンフグ (別府、高知、玄海) |
| 2 | 標準和名  | カラス (フグ科)  |
|   | 学 名   | <i>Fugu rubripes chinensis</i> (Abe) 又は<br><i>Takifugu chinensis</i> (Abe)   |
|   | 地方名 A | ガートラ (札幌市) ガトラ (東京都) <u>カラス</u> 、クロ (京都市) <u>クロ</u> 、カラス (大阪市) <u>クロ</u> 、カラス (神戸市) ヒゲグロ (広島市) <u>ホンフグ</u> 、 <u>トラフグ</u> (境港市) <u>ガー</u> 、クロ、カラス (徳山市) カラス (高知市) クロ、 <u>ガーブク</u> (下関市) <u>クロ</u> 、 <u>ガーブク</u> (萩市) <u>ダイマル</u> 、クロマル、ホンフグ、 <u>ガータロ</u> (北九州市) <u>カラスフグ</u> 、クロ、 <u>ガトラ</u> (仙台市) <u>カラスフグ</u> 、 <u>クロフグ</u> (名古屋市) カラス (福岡市) <u>クロモンフグ</u> (長崎市) <u>フグ</u> 、 <u>ダイマル</u> (大分市)  |
|   | 地方名 B | ナメラフグ (秋田県象潟)  |
|   | 標準和名  | マフグ (フグ科)  |
|   | 学 名   | <i>Fugu vermiculare porphyreum</i> (Temminck & Schlegel)<br><i>Takifugu porphyreus</i> (Temminck & Schlegel)   |

|       |   |   |
|-------|---|---|
| 3     | 地方名 A   | ナメラフグ、マフグ（札幌市） <u>マフグ</u> 、ナメラ（金沢市）ナメラフグ（東京郡）ナメラ（京都市）ナメラ（大阪市）ナメラ（神戸市）ナメタフグ（広島市） <u>ナメタ</u> 、ナメラフグ（境港市） <u>ナメラ</u> 、ナメット（徳山市） <u>ナメラ</u> 、ナメタ（下関市） <u>ナメラ</u> 、ナメタ（北九州市）ナメラ（青森市）ナメフグ（仙台市）ナゴヤフグ（名古屋市）ナメタ（萩市）ナメラフグ（福岡市）ナメラ（長崎市）ナメタ（浜田市）            |
|       | 地方名 B   | クロフグ（小名浜）ショウサイ（東京）ナメタロウ（ナメタロオ）（島根）ナメラ（下関、東京）ナメラフグ（下関）ナラメ（東京）フグ（玄海）、フグト（和歌山市雑賀崎、白浜）フグトン（雑賀崎、白浜）マフグ（神奈川県三崎）メアカ（御豊瀬、高知市）メイジョ（メイジヨ）（越後、新潟）モンツキ（広島県加茂郡）  |
| 4     | 標準和名  | シマフグ（フグ科）   |
|       | 学名  | <i>Fugu xanthopteron</i> (Temminck & Schlegel)又は<br><i>Takifugu xanthopterus</i> (Temminck & Schlegel)  |
|       | 地方名 A   | シマフグ（東京都）シマフグ（京都市）シマフグ（大阪市） <u>キタマクラ</u> 、シマフグ（神戸市） <u>サバフグ</u> 、ゲイシャフグ（徳山市） <u>シマフグ</u> 、キタマクラ（高知市） <u>シマフグ</u> 、オテラ、オマン、キタマクラ（下関市） <u>シマフグ</u> 、アオフグ、アオマル（北九州市）シマフグ（仙台市） <u>シマフク</u> 、オテラ、オマン、キタマクラ（萩市）シマフグ（福岡市）シマフグ（長崎市）キタマクラ（大分市）シマフグ（名古屋市） |
| 地方名 B | アカメフグ（柳河、中島、有明海）オヤマ（明石）オヤマフグ（和歌山市雑賀崎、和歌山県南部、鳥羽）カンバ（有明海）ゲンカイフグ（須崎、玄海）サバフグ（広島、明石）シマフグ（富山県東岩瀬、新湊、氷見、寺泊、象潟）スゲフグ（長崎）トラフグ（有明海、柳河） |   |
|       | 標準和名  | ショウサイフグ（フグ科）  |
|       | 学名  | <i>Fugu vermiculare vermiculare</i> (Temminck & Schlegel)又は<br><i>Takifugu vermicularis snyderi</i> (Abe)   |
|       | 地方名 A   | <u>ショウサイフグ</u> 、ゴマフグ（東京都） <u>ナゴヤ</u> 、ショウサイ（大阪市）ナゴヤ（神戸市） <u>ナゴヤ</u> 、ナゴヤフグ（徳山市）ナゴヤ（下関市） <u>モフグ</u> 、ナゴヤ（北九州市）メアカフグ（青森市）シオサイフグ（仙台市）ナゴヤ（萩市）ショウサイ（福岡市）ナゴヤ（長崎市） <u>ナゴヤフグ</u> 、コムル（大分市）ナゴヤ（浜田市）  |

|   |       |  |
|---|-------|--|
| 5 | 地方名 B | アオシバ（房州高の島） イソフグ（壱岐） カマヤフグ（鳥羽） ガンバ（長崎） ガンバチ（長崎） ゴマフグ（東京） コメフグ（秋田県象潟） シホサイフグ（紀州各地） シホサエフグ（紀州各地） ショウサイフグ（ショオサイフグ、シヨオサイフグ）（大阪、東京、江ノ島） ショサイフグ（ショサイフグ）（志摩国浜島） シワブク（讃岐国香川郡雌雄島村）、ススメフグ（熊本） スズメフグ（熊本、新潟、福岡県柳河、有明海） チャンフグト（鹿児島） チンチンブク（島根、石見浜、田唐鐘村） ドクフグ（長崎） ナゴヤフグ（三崎、泉州岸和田、伊予国宇和島、石見浜田、玄海、下関）、ナゴヤフグ（広島県） フク（滑川、高知、小野田、熊本） フグ（熊本、小名浜、越後、新発田、有明海） フクツトオ（高知浦戸） フクト（土佐柏島、壱岐、浦戸） フグト（鹿児島、和歌山市雑賀崎、白浜） フグトン（雑賀崎、白浜） マガンバ（長崎） マフク（熊本県、富山県） マフグ（小名浜、肥後国天草郡牛深、富山、東京、有明海）、マメフグ（越後） モフグ（福井県） モブク（福井） |
| 6 | 標準和名  | ナシフグ（フグ科）  |
|   | 学名    | <i>Fugu vermiculare radialun</i> (Abe)又は<br><i>Takifugu vermicularis</i> (Abe)   |
|   | 地方名 A | ナシフグ、ゴマフグ（東京都） ナゴヤ（大阪市） <u>スナフグ</u> 、ナゴヤ（下関市） <u>ユマル</u> 、ナゴヤ（北九州市） <u>ナゴヤフグ</u> 、ショウサイフグ（名古屋市） ナゴヤフグ（福岡市）   |
|   | 地方名 B | ショウサイフグ（東京） ナジブク（柳河） フグト（和歌山市雑賀崎、白浜） フグトン（雑賀崎、白浜）  |
| 7 | 標準和名  | コモンフグ（フグ科）   |
|   | 学名    | <i>Fugu poecilonotum</i> (Temminck & Schlegel)又は<br><i>Takifugu poecilonotus</i> (Temminck & Schlegel)   |
|   | 地方名 A | コメフグ（金沢市） <u>コモンフグ</u> 、ゴマフグ（東京都） ナゴヤフグ（高知市） ナゴヤ（下関市） <u>ユマル</u> 、ナゴヤ、ヒガンフグ、モフグ（北九州市） ナゴヤフグ（名古屋市） ナゴヤ（大阪市） コモンフグ（福岡市） ナゴヤ（長崎市）   |
|   | 地方名 B | カンバ（有明海） ギシフグ（伊予川之江） ギンブク（広島県加茂郡、佐伯郡） コメフグ（富山県新湊、東岩瀬） コモンフグ（相模三崎、玄海） ダイコンフグ（玄海、志賀島） ナヅフグ（松島） ヒガンフグ（三崎） フグト（和歌山市雑賀崎、白浜） フグトン（雑賀崎、白浜） ホシフグト（鹿児島） メアカフグ（宮崎県）  |
|   | 標準和名  | ヒガンフグ（フグ科）   |

|   |       |   |
|---|-------|---|
| 8 | 学名    | <i>Fugu pardale</i> (Temminck & Schlegel)又は<br><i>Takifugu pardalis</i> (Temminck & Schlegel)   |
|   | 地方名 A | ヒガンフグ (札幌市) アカメフグ (東京都) アカメ (大阪市)<br>アカメフグ (境港市) モブク (徳山市) <u>コウヨシ</u> 、ヒガンフグ<br>(下関市) <u>ヒガンフグ</u> 、モフグ (北九州市) ナメラ (青森<br>市) アカメ (仙台市) ナゴヤ (神戸市) ヒガンフグ (福岡市)   |
|   | 地方名 B | アカフグ (富山県氷見) アカメ (館山、天草、東京) アカメ<br>フグ (東京、房州館山、肥後天草、陸前渡ノ波、男鹿、白浜)<br>オンビキ (播磨明石地方、明石) サンガツフグ (松島) チン<br>チンフグ (石見那賀郡浜田) トラフグ (富山県魚津、長崎、<br>秋田県象潟) ナゴヤフグ (三崎、淡路) ナメラフグ (玄海)、<br>ヒガンフグ (相模三崎、福岡県柳河、下関、玄海、江ノ島)<br>ヒガンブク (志賀島、寺泊) ヒンガンフグ (三崎、相州三崎)<br>マフグ (三崎、浅虫、天草、有明海、陸奥浅虫、肥後天草、<br>相州三崎) メアカフグ (伊豆) モチダブク (広島県賀茂郡)<br>モフグ (讃岐雌雄島、小野田) モブク (広島県) モンバフグ<br>(但馬浜坂) ヨリトフグ (三重県、相模三崎) |
| 9 | 標準和名  | クサフグ (フグ科)  |
|   | 学名    | <i>Fugu niphobles</i> (Jordan & Snyder)又は<br><i>Takifugu niphobles</i> (Jordan & Snyder)  |
|   | 地方名 A | クサフグ (東京都) アカメフグ (神戸市) アカメフグ (境港<br>市) <u>シャジャブク</u> 、スナブク、イソフク (徳山市) <u>スナフグ</u> 、<br>ハマフグ、チーチーブク (下関市) <u>コマル</u> 、クサフグ、スナ<br>フグ (北九州市) クサフグ (青森市) ハマフク (萩市) クサ<br>フグ (福岡市)   |
|   | 地方名 B | アカメフグ (島根) カンバ (有明海) ギンフグ (富山) クサ<br>フグ (三崎、江ノ島) サメ (富山) ショウサイフグ (シヨオ<br>サイフグ) (三崎、鳥羽) ジンブク (佐渡ヶ島) スズメフグ<br>(天草、有明海) スナフグ (広島) スナブク (広島県) チイ<br>チイフグ (山口) ナシフグ (有明海) ハマフグ (下関) フク<br>(富山県) フグ (浜名湖) フクットウ (高知市) フグト (和<br>歌山市雑賀崎、白浜) フグトン (雑賀崎、白浜) マメフグ (長<br>崎五島) メアカフグ (静浦)   |
|   | 標準和名  | ゴマフグ (フグ科)  |
|   | 学名    | <i>Fugu stictonotum</i> (Temminck & Schlegel)又は<br><i>Takifugu stictonotus</i> (Temminck & Schlegel)  |

|    |       |   |
|----|-------|---|
| 10 | 地方名 A | ゴマフグ (札幌市) <u>サメフグ</u> 、サバフグ (金沢市) ゴマフグ (東京都) ゴマ (大阪市) <u>ギンナン</u> 、サバフグ (神戸市) ゴマ (徳山市) サバフグ (下関市) <u>ゴマフグ</u> 、サバフグ (北九州市) サバフグ (萩市) ゴマフグ (福岡市) サバフグ (浜田市)   |
|    | 地方名 B | サバフグ (東京、下関、秋田県象潟) サフグ (東北地方) サワフク (富山県) フグト (雑賀崎、白浜) フグトン (雑賀崎、白浜)   |
| 11 | 標準和名  | アカメフグ (フグ科)   |
|    | 学 名   | <i>Fugu chrysops</i> (Hilgendorf)   |
|    | 地方名 A | アカメフグ (東京都) アカメ (大阪市) アカメフグ (境港市) モブク (徳山市)   |
|    | 地方名 B | アカフグ (志摩御座村) アカメ (高知) アカメフグ (相模三崎、玄海、江ノ島) オキフグ (紀州白崎、辰ヶ浜) ヒガンフグ (下関) メアカ (紀州白崎、瀬戸、二木島、辰ヶ浜)、メアカフグ (紀州塩屋)   |
| 12 | 標準和名  | ムシフグ (フグ科)  |
|    | 学 名   | <i>Fugu exascurum</i> (Jordan & Snyder)   |
|    | 地方名 B | コモフグ (三崎) ナゴヤフグ (三崎)  |
| 13 | 標準和名  | メフグ (フグ科)   |
|    | 学 名   | <i>Fugu ocellatus obscurum</i> (Abe)<br><i>Takifugu obscurus</i> (Abe)  |
| 14 | 標準和名  | シロサバフグ (フグ科)  |
|    | 学 名   | <i>Lagocephalus</i> sp.<br><i>Lagocephalus wheeleri</i> Abe, Tabeta & Kitahama  |
|    | 地方名 A | ギンフグ (金沢市) サバフグ (東京都) サバフグ (名古屋) サバフグ (京都市) サバフグ (大阪市) ギンフグ (神戸市) ギンフグ (高知市) <u>キンフグ</u> 、カナフグ (境港市) <u>ギロ</u> 、ギンフグ (徳山市) カナフグ (萩市 (越ヶ浜)) <u>ギロ</u> 、カナト、ギンフグ (下関市) <u>カナト</u> 、シロカナト、ホンカナト、キンカナト (北九州市) シロサバフグ (福岡市) サバフグ (長崎市) <u>カナト</u> 、ギンフグ (大分市) キンフグ (宮崎市) <u>キンフグ</u> 、サバフグ (枕崎市) <u>チャンプク</u> 、サバフグ、キンフグ (鹿児島市) キンフグ (浜田市) |
|    | 標準和名  | クロサバフグ (フグ科)  |
|    | 学 名   | <i>Lagocephalus gloveri</i> Abe & Tabeta  |

|    |                      |   |
|----|----------------------|---|
| 15 | 地方名 A                | サバフグ (大阪市) サバフグ (高知市) <u>ギロ</u> 、アオカナト、アオマル (下関市) <u>カナト</u> 、クロカナト、アオカナト (北九州市) アオフグ (宮崎市) クロサバフグ (福岡市) カナト (大分市) <u>チャンプク</u> 、サバフグ、クロ (鹿児島市) チャンプク、サバフグ、クロ (枕崎市)   |
|    | 地方名 B<br>(シロサバフグも含む) | カナト (玄海、下関) カナトウ (志賀島)、キタマクラ (長崎) キロフグ (広島) キロブク (広島県佐伯郡、広島市) キンカンバ (長崎) キンガンバ (長崎) キンキュウ (キンキュウ) (丹波宮津、宮津) キンフグ (玄海、有明海) キンフグ (福井県、長崎県、熊本県三角、有明海) ギンフク (新潟) ギンフグ (東京、三崎、高知、室戸、長崎、肥後天草郡牛深、下関、鳥羽) ギンブク (高知、室戸、石川県宇出津、長崎県、御豊瀬、広島県賀茂郡、三角、福井、有明海) ギンブク (福井、長崎、三角、柳河、有明海) キンフグト (鹿児島) ギンフグト (鹿児島) クロフグ (長崎) コガネ (銚子) サバフグ (富山県東岩瀬、紀州各地、静浦、長崎、玄海、和歌山県) サバブク (高知県宿毛、須崎、江ノ島、寺泊) サンキュウ (サンキュウ) (宮津) シオサイフグ (志摩国鳥羽) ショウサイフグ (シヨオサイフグ) (鳥羽) ドクフグ (大村湾) メアカフグ (須崎) ワタルフグ (富山県東岩瀬) |
| 16 | 標準和名                 | カナフグ (フグ科)  |
|    | 学 名                  | <i>Lagocephalus laevigatus inermis</i> (Temminck & Schlegel) 又は <i>Lagocephalus inermis</i> (Temminck & Schlegel)   |
|    | 地方名 A                | カナフグ (東京都) ギンフグ (広島市) <u>キンフグ</u> 、カナフグ (境港市) キタマクラ (高知市) <u>ギロ</u> 、キタマクラ (下関市) カナフグ (北九州市) カナフグ (福岡市)   |
|    | 地方名 B                | アヲフグト (鹿児島) カナフグ (房州高の島、東京、玄海) カナブク (長崎) キタマクラ (長崎) ギロオ (伊予波止浜) タカトオフグ (三崎) ヨリトフグ (三崎)  |
| 17 | 標準和名                 | ヨリトフグ (フグ科)   |
|    | 学 名                  | <i>Liosaccus pachygaster</i> (Muller & Troschel) 又は <i>Sphoeroides pachygaster</i> (Muller & Troschel)  |
|    | 地方名 A                | ヨリトフグ (東京都) ヨリトフグ (北九州市) ミズフグ (大分市)   |
|    | 地方名 B                | チョウチンフグ (愛知県三谷) デデフグ (小田原) ミズフグ (沼津)  |
| 18 | 標準和名                 | クマサカフグ (フグ科)  |
|    | 学 名                  | <i>Lagocephalus lagocephalus oceanicus</i> Jordan & Evermann  |
|    | 地方名 B                | クマサカフグ (新潟県寺泊)  |

|    |      |  |
|----|------|--|
| 19 | 標準和名 | ホシフグ (フグ科)   |
|    | 学名   | <i>Boesemanichthys firmamentum</i> (Temminck & Schlegel)   |
| 20 | 標準和名 | サザナミフグ (フグ科)   |
|    | 学名   | <i>Tetraodon hispidus</i> Linnaeus   |
| 21 | 標準和名 | モヨウフグ (フグ科)  |
|    | 学名   | <i>Tetraodon stellatus</i> Bloch & Schneider   |
|    | 地方名B | キタマクラ (高知市、下関)   |
| 22 | 標準和名 | シロアミフグ (フグ科)   |
|    | 学名   | <i>Tetraodon alboreticulatus</i> Tanaka  |
| 23 | 標準和名 | イシガキフグ (ハリセンボン科)   |
|    | 学名   | <i>Chilomycterus affinis</i> Günther   |
|    | 地方名B | イガフグ (辰ヶ浜、田辺、下関) イシガキフグ (三崎、江ノ島) イバラフグ (周参見、田辺) コンペ (越後、新潟) チョウチンフグ (白浜) トーアバター (沖縄) バラフグ (高知県沖ノ島) バラフクト (高知県沖ノ島) ハリフグ (塩屋、白崎)   |
| 24 | 標準和名 | ハリセンボン (ハリセンボン科)   |
|    | 学名   | <i>Diodon holacanthus</i> Linnaeus   |
|    | 地方名B | アバス (奄美) イガフグ (小野田、下関) イバラフグ (富山県魚津、四方、新湊、富山) イラフグ (須崎、安芸、室戸、土佐、高知) イラブク (高知県須崎、安芸、室戸) イラブクト (土佐、須崎、高知) カセフグ (宮古湾) カゼフグ (宮古湾) スズメフグ (福井県高浜) バラフグ (高知、千葉県高島、三崎) バラブク (伊予、愛媛、高知) バラフクト (高知、土佐柏島) バラブクト (高知) ハリオ (ハリヲ) (越後、新潟) ハリセンボ (越後、新潟) ハリセンボン (相模三崎、富山県生地、東岩瀬、富山、江ノ島、寺泊、秋田県象潟) ハリフク (富山県) ハリフグ (茨城県大津、紀州各地、和歌山、鳥羽) ハリブク (広島県) |
| 25 | 標準和名 | ヒトヅラハリセンボン (ハリセンボン科)   |
|    | 学名   | <i>Diodon liturosus</i> Shaw   |
|    | 地方名A | ハリセンボン (金沢市) ハリセンボン (名古屋市) <u>ハリセンボン</u> 、 <u>チョウチンフグ</u> (高知市) シジユウフグ (境港市) <u>ハリフグ</u> 、 <u>イゲフグ</u> (北九州市)  |
| 26 | 標準和名 | ネズミフグ (ハリセンボン科)  |
|    | 学名   | <i>Diodon hystrix</i> Linnaeus   |
|    | 地方名B | イノーアバサー (沖縄)   |
| 27 | 標準和名 | ハコフグ (ハコフグ科)   |
|    | 学名   | <i>Ostracion cubicus</i> Linnaeus  |

|    |       |   |
|----|-------|---|
|    | 地方名 B | ウミスズメ（白崎）カワフグ（高知県安芸）キツネ（富山県新湊）コウコウフグ（玄海）コウゴウフグ（広島県加茂郡）コウゴウブク（志賀島）コウゴウヲ（和泉地方）コウボウフグ（小野田）ゴオゴオフグ（広島県賀茂郡）コオボオフグ（小野田）コゴウオ（コゴウヲ）（和歌山県田辺、塩屋、辰ヶ浜）ゴコウオ（高知）コゴメブク（高知）コゴメフグ（高知）コブク（富山県東岩瀬）コンゴウフグ（柏島）シュウリ（シュウリ）（和歌山県、紀州鉛山、周参見、串本、西向、木ノ本、二木島）シュウレ（シユウレ）（太地）スッポ（スツポ）（鹿児島）セキフグ（鹿児島）ハコシュウリ（ハコシユウリ）（紀州木ノ本）ハコシュウレイ（ハコシユウレイ）（和深）ハコフグ（神奈川県三崎、東京、下関、室戸、江ノ島、寺泊）ハコマクラ（和歌山市雑賀崎）マクライオ（有明海）マックワバク（沖縄）モチゴメブク（宿毛）モチゴメユオ（高知県須崎）モモシュウリ（尾鷲）ヨメジョウフグ（津屋崎） |
| 28 | 標準和名  | サンサイフグ  |
|    | 学名    | <i>Fugu flavidus</i> (Li, WANG & Wang) 又は<br><i>Takifugu flavidus</i> (Li, Wang & Wang)   |
|    | 地方名   | イロモノ、モフグ、ウグイス、アカボシフグ、コウライフグ   |

- 注1) 標準和名及び学名はシロサバフグ及びクロサバフグを除き『日本産魚名大辞典』（日本魚類学会編）又は『原色魚類検索図鑑』（北隆館）に基づくものであり、シロサバフグ及びクロサバフグは、現在までの研究報告を基に有毒魚介類に関する検討委員会において検討した結果に基づくものである。
- 2) 学名において、命名者がかっこでくくってあるものは、その人の命名後に属名などの変更があったことを示す。
- 3) 地方名 A は、山口県下関水産事務局の調査結果に基づくものであり、卸売市場で使用される名称で、アンダーラインを付した部分は最もよく使用される名称である。
- 4) 地方名 B は『日本産魚名大辞典』に基づくものである。なお、クロサバフグの地方名 B にはシロサバフグの地方名も含まれているため、ここに地名の記載のあるところにあっては、昭和57年10月22日環乳第68号「ドクサバフグについて」の通知に基づきシロサバフグかクロサバフグかの確認を行っておく必要がある。